

# 地域活性化ワーキング・グループ関連

提案事項名	該当頁
1 - 市販の調味料のみを加えて、農産物を加工する場合には、食品衛生法による許可の対象としないよう規制緩和	..... 1
2 - 既存公共施設の活用についての規制緩和(学校施設の活用)	..... 2
3 - 既存公共施設の活用についての規制緩和(財産処分に関する手続きの簡素化)	..... 2
4 - 新たな乗合システムによるタクシー事業の効率化と農村地域等住民の公共交通の確保についての提案	..... 3

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
1	26年 11月3日	27年 1月14日	市販の調味料のみを加えて、農産物を加工する場合には、食品衛生法による許可の対象としないよう規制緩和	<p>自家生産した農産物を乾燥して、ドライフルーツ、ドライ野菜等に加工する過程で、製品として販売されている砂糖、塩、味噌等の調味料を添加する場合には、菓子製造業に該当するため保健所の許可が必要となります。この許可を得るためには、都道府県知事が定めた施設、設備などを整備し、基準に適合させなければなりません。農作物販売の場合、製品として販売されている調味料を、そのまま使用する場合には、調味料を使用しない場合と同様に、許可を要しないよう規制緩和を望みます。</p> <p>(具体的な例) 干し柿、干し芋、干し椎茸、干し葡萄、焼き芋、焼き栗などは、菓子製造業に当たらないため、保健所の許可は不要。しかし、砂糖、塩、味噌、香辛料等を添加すると、菓子製造業とみなされ、保健所の許可が必要となる。</p> <p>【要望理由等】 農産物加工は、直売所やインターネット等の販売方法の多角化により、今日、小規模でも生産販売に取り組み易い環境が整ってきています。こうした中で、農家の所得を増やすこと。また、小規模であっても6次産業化を推進していくために、農家の主婦等が、簡単な加工品については、自ら加工を行い、自ら販売できる体制を整えていく必要がありますので、規制緩和を求めます。</p>	個人	厚生労働省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
2	26年 10月31日	27年 1月14日	既存公共施設 の活用について の規制緩和(学 校施設の活用)	<p>急激に少子高齢化が進む中山間部の市町村においては、既存の公共施設の有効活用(転用)や需要の小さくなった施設の撤去への取り組みが地域経済的にも財政的にも不可欠です。このため、次のとおり財産処分の制限期間の一層の短縮を提案します。</p> <p>全国状況と同じく本市も9ヶ町村の合併により、同種施設をフルセットで保有する状況があり、今後の更新問題への備えが求められます。また、本市は観光都市としての特徴を表してか、スポーツレクリエーション施設が全国と比較しても割合高く保有している状況にあります。更に、例にもれず少子高齢化が加速しており、今後も学校施設の休校や廃校が進む状況が予測されます。平成26年4月1日現在で30小学校7中学校のうち、現在6の小学校が休校中で、将来的には更なる再編整理により小学校は9~12校程度、中学校は6校程度にまで集約されることが予測されています。このため、学校施設(今後のスポーツ施設等)の活用が課題であると考えています。学校施設の財産処分については、大幅な規制緩和がなされておりその自由度は増しているところですが、特に有償で貸付・譲渡等を行う場合については、大臣への承認申請が求められるとともに、(補助金返還相当額以上を域内の学校施設整備費に充てるための基金に積み立てれば、有償・無償を問わず補助金返還を不要とされたところですが)補助金等の返還が求められるところです。現在学校の処分制限期間は鉄筋コンクリート造りで50年、木造で22年となっています。今後遊休財産の活用において、全国公募による提案を視野に入れた場合、自然体験交流のための宿泊・研修施設化や、ベンチャー企業等のオフィス化等収益を伴う事業の提案により、有償による貸付・譲渡等も考えられます。この際、上記に記した制限期間内であれば、大臣への承認や国庫補助の返還等が求められるところです。今後、少子化等の理由により一定程度の役割を終えた施設については、老朽化が進行しないうち(継続利用や貸付等が困難になる前)の活用が提案側にとっても行政側にとっても振興効果が高いと思われるため、鉄筋コンクリート造りで25年程度、木造で10年程度と制限期間の半減が図られればと考えています。</p>	岡山県真庭市	文部科学省
3	26年 10月31日	27年 1月14日	既存公共施設 の活用について の規制緩和(財 産処分に関 する手続き の簡素化)	<p>急激に少子高齢化が進む中山間部の市町村においては、既存の公共施設の有効活用(転用)や需要の小さくなった施設の撤去への取り組みが地域経済的にも財政的にも不可欠です。このため、平成20年の補助金等適正化法の弾力化により、財産処分については大幅な規制緩和が図られたところですが、各省庁で異なる承認基準など、運用面においてはまだハードルが高い面があります。例えば、使用開始の日から経過年数が10年以上の財産処分が報告で済む場合において、経済産業省と農林水産省とでは報告事項に差異があります。そこで、様式を含め全省庁で統一され簡素化(一層の緩和)が進むよう提案します。</p>	岡山県真庭市	財務省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
4	26年 10月24日	27年 1月14日	新たな乗合システムによるタクシー事業の効率化と農村地域等住民の公共交通の確保についての提案	<p>○都市部でタクシーの供給過剰が生じ台数制限が行われている一方で、農村地域では、路線バスは廃止や運行回数の減少により利便性が悪くなっています。タクシーは高額で普段の交通手段としては利用できません。主たる交通手段である自家用車は、高齢化社会の進展とともに利用できない方が増加しており、また在宅の医療や介護を進めるうえからも利便性が高く利用しやすい公共交通機関の確保が課題です。</p> <p>○現在のタクシー料金は事業者の価格競争に陥らないよう法令で規定されており、事業者の工夫と努力で、よりよい制度にすることができません。</p> <p>○福祉有償運送や市町村有償運送、過疎地有償運送は公共交通機関として定義されていないが、農村地域では、公共交通機関としてのタクシーの役割が機能していません。</p> <p>○例えば、タクシー料金は道路運送法第9条の3及び局長通達(国自旅第100号)で距離制運賃として旅客の乗車地点から降車地点までの実車走行距離に応じた運賃と規定されており、実質的に、同時に1客体しか運送することができません。</p> <p>&lt;提案内容と想定効果等&gt;</p> <p>○道路運送法の趣旨も踏まえ、利用者の利便を図りつつ、サービス低下や行き過ぎた価格競争を防ぐため、タクシー事業の生産性を上げることが重要で、そのため、乗合を進めることで利用料金を低減できる料金制度を検討すべきと考えます。</p> <p>○具体的には、デジタル地図から計算した直線距離による料金制度とそれを活用した乗合割引計算制度を新たに設けていただきたい。そのため、例えば、国自旅第100号の「運賃の種類」にこうした新たな考え方を追加する、又は、「距離制運賃」について、乗車地点から降車地点までの実車走行距離に応じた運賃を原則としつつ類似する考え方に基づく計算方法についても柔軟に認める考え方を明示していただきたい。</p> <p>○これにより、利用者が事前に料金が分かるとともに走行経路が違って料金も同じで安心して利用できること、また、乗車地点や降車地点が異なる複数の乗客に対して乗合による割引計算も可能となることなどのメリットがあります。利用者一人当たりの料金を低減できることで日常の交通手段としての利用が促進されれば、事業者にとって車両の稼働率向上にも繋がります。</p> <p>○この提案は、タクシーが利便性の高い公共交通機関としての役割を今以上に担うことが目的で、都市部における供給過剰の問題も踏まえれば、当面は、公共交通機関が少ない地域に限定し、その効果を検証しながら段階的に実施することも有効と考えます。</p>	かみの特定非営利活動法人	国土交通省